

**日本郵便株式会社法施行規則案〔日本郵便株式会社法第 6 条第 1 項（郵便局の設置基準等）関係〕
に対して寄せられた意見とそれに対する考え方**

平成 24 年 7 月 11 日
総務省郵政行政部

整理 番号	意見提出者	意 見	総務省の考え方
1	個人	本件改正案第 1 項では、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う関連銀行の営業所が併設されている営業所並びに郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う関連保険会社の営業所が併設されている営業所について、郵便局設置の代用とすることを認めています。ところが、郵便窓口業務を行うが保険窓口業務と銀行窓口業務の両方を行わない営業所については、明文がなく、取扱いが不明です。私の意見では、このような営業所であっても、銀行と保険会社の営業所が併設されているのであれば、利用者の利便にとって郵便局と実質的な差がありません。このため、このような営業所について郵便局設置の代用とすることを否定する合理的な理由は、ないと思います。したがって、郵政事業の経営の自由度をより高めるため、このような営業所についても、郵便局設置の代用とすることを認めるべきだと思います。	ご指摘の、関連銀行の営業所が併設されている郵便窓口業務を行う会社の営業所、関連保険会社の営業所が併設されている郵便窓口業務を行う会社の営業所は例示であり、関連銀行の営業所及び関連保険会社の営業所が併設されている郵便窓口業務を行う会社の営業所についても、「その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合」として、上記の営業所と同様の取扱いになると考えます。

整理 番号	意見提出者	意 見	総務省の考え方
2	個人	「現に存する郵便局ネットワークの水準」は市町村合併を考慮していないため、過疎地で定義されていない過疎地域が存在すること、「市町村（特別区を含む。）についても一以上の郵便局」の市町村の数が合併で減少していることから、「郵便局ネットワークの水準が住民サービスを充足しているかどうか」不明です。よって、現状の郵便局ネットワークが住民サービスを充足しているかどうかを検証した上で、人口メッシュ等を用いて、住民移動距離による郵便局立地場所および郵便局数の決定が望ましいと考えます。なお、コンビニの有無との連関についてはサービス基盤が異なることから考慮しない方がいいと考えます。	現時点の郵便局の置局状況は、国営時代から利用者ニーズを踏まえ構築されたものであり、一定の利用者ニーズを充足したものとなっているものと考えています。今回の郵便局設置基準はこのような認識に立ち、基本的には現在の置局状況を踏まえ、将来における需要変動等にも対応し、適切な置局状況となるよう、一定の基準を定めたものです。 ご指摘の「・・・市町村合併を考慮していないため過疎地に定義されていない過疎地域が存在すること」については、趣旨が必ずしも明らかではありませんが、過疎地については、現行民営化法施行時に過疎地に該当していた地域、その後過疎地に該当することとなった地域も共に本省令上の過疎地に該当するものとして、市町村合併があっても、郵便局ネットワークの水準を維持することを旨としなければならぬことを定めています。 また、「市町村についても一以上の郵便局」について、この基準は最低の数を規定しているものであり、その他にも「地域住民の需要に適切に対応することができるように設置されていること」、「交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること」を基準として規定し、地域住民の需要、利便性にも配慮した置局となるよう規定しているところです。

整理 番号	意見提出者	意 見	総務省の考え方
3	神戸市中央卸売 市場本場運営協 議会 神戸市産業振興 局中央卸売市場 本場	神戸市中央卸売市場本場（以下本場）は、昭和 7 年に開設された、今年で 80 周年を迎える歴史ある中央卸売市場です。 本場内には、戦前に開設された郵便局（以下本場郵便局）があり、長らく市場の郵便局として場内業者や近隣の住民に利用されてきました。 平成 24 年 5 月 30 日郵便局(株)近畿支社企画部（店舗ネットワーク担当部）から、その本場郵便局について、来客数・取扱金額が減少しているので、平成 24 年度末で廃止したいとの話がありました。話の場には本場から、運営協議会（市場業界の代表者で構成する団体）の会長及び副会長が、開設者（神戸市）からは場長・副場長等が出席していました。 出席者からは、本場郵便局は場内業者にとって長年の歴史から愛着もあり、利便性等も貴重であることから、業界として協力は惜しまないので、何とか存続に向けて検討をしていただきたいと要望しました。 それに対して、郵便局側は、廃止はさまざまな角度から検討した結果であるという話を繰り返されるのみでした。 これらを鑑み、日本郵便株式会社法施行規則案（郵便局の設置基準等）の中に、郵便局の廃止の検討に当たっては、その前にまず存続するための方法を検討するとともに、関係者への説明及び協力を要請するなど最大の努力をすることの規定を盛り込んでいただくようお願い申し上げます。	本省令は郵便局の設置の基準を定めるものであり、郵便局の廃止手続まで定めることは適切ではないと考えますが、会社においては、廃止にあたっては、利用者の方々のご理解が得られるよう対応していただきたいと考えております。

整理 番号	意見提出者	意 見	総務省の考え方
4	個人	1 「郵便局」の定義 改正法では、郵便・貯金・保険の三事業を行う営業所を「郵便局」と呼称し、これにユニバーサルサービスを担わせるようであるが、郵便のみ取り扱う営業所はどのような位置づけになるかが明確でない。「簡易郵便局」と称するものも、郵便のみ、郵便と貯金のみなど、業務が限られたものが多く、呼称に問題がある。	1, 3, 4について 今回の改正では、「郵便局」に該当する営業所の範囲は狭くなりますが、「郵便窓口業務のみ行う営業所」を含め、「郵便局」の定義に該当しなくなる「郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行なわないもの」についても、会社がユニバーサルサービス責務を履行していく上で重要な役割を果たすものとして、「郵便局」に準ずるものとして置局基準の対象に含めています。 なお、現在の郵便局の「分室」も3事業の窓口を提供するものは、本省令上、「郵便局」として取り扱われます。（郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行なわないものについては、上記のとおり取り扱われます。） ご指摘の「船内事業所」、「昭和基地内」は、現在、郵便事業会社の支店の下部組織であり郵便局ではなく、また、本省令は、「あまねく全国における」設置基準を定めるものであり、船内や昭和基地内は本省令の規律の範囲外ですが、会社の適切な業務運営の観点から監督してまいります。 なお、ご指摘の「簡易郵便局」の呼称については、公社化以降、法律の規定から「簡易郵便局」の用語がなくなった経緯があり、その位置づけをあらためて明確にするとの趣旨で、今回の改正により措置されたものと理解しています。

整理 番号	意見提出者	意 見	総務省の考え方
		2 「簡易郵便局」に係る問題 簡易郵便局にあつては、郵政民営化後、廃業や業務縮小（貯金・保険の廃止など）が後を絶たない。改正法では、簡易郵便局を含めてユニバーサルサービスを維持しようとの趣旨と考えられるが、簡易郵便局では安定的なサービス提供を期待し得ないことから、簡易郵便局はあくまで直営郵便局の補完と位置づけ、直営郵便局によるユニバーサルサービスの提供を原則的なものとするべきである。直営郵便局を廃止して簡易郵便局に置き換えるようなことは、原則として認められるべきではない。 3 「分室」等に係る問題 直営郵便局の一部である「分室」も、三事業を行う限り、これにユニバーサルサービスを担わせても差し支えない。現在存在する「分室」は、基本的に維持されるべきである。一方、貯金・保険を廃止し郵便専門化したうえで「分室化」する事例があるが、これはユニバーサルサービスを損なうものであって、原則として認められるべきではない。	2について 今回の法改正において、会社は、郵便局の置局状況を総務大臣への届け出なければならないとされたところであり、ご指摘の直営局を廃止して、簡易局に変更しようとする場合においても、その理由を含め把握し、ユニバーサルサービスが的確に提供されるよう、適切に監督してまいりたいと考えています。 なお、簡易郵便局の位置づけに関して、今回の法改正に係る国会の附帯決議で、「今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていく」ものである旨述べられているところです。

整理 番号	意見提出者	意 見	総務省の考え方
		4 「郵便専門郵便局」等に係る問題 「郵便専門郵便局」は、改正法では郵便局に該当しないこととなり、ユニバーサルサービスを免れるようであるが、山岳部での貴重な郵便サービス拠点であることから、これを維持することを基本とされたい。船内事業所や昭和基地内、成田国際空港内といった事業所も、同様にこれを維持することを基本とされたい。 5 営業時間等に係る問題 過疎地の郵便局につき営業日を限定する案が検討されていると仄聞するが、郵便局の営業日は週5日以上、営業時間は8時間以上とすることを基本とされたい。 また、休日営業・夜間営業は営業増進に資することから、特に観光地等の郵便局において、営業時間を柔軟に設定することとされたい。 6 人口動態に係る問題 ユニバーサルサービスは現状維持を基本とするのでは十分ではない。東日本大震災の仮設住宅地に郵便局の設置をすすめるなど、実質的な意味でのユニバーサルサービスを確保すべきである。郵便局が被災して業務が停止したとき、車両型郵便局による応援が行われたが、震災前の水準と比べればあまりに不十分と言わざるを得なかった。今後、高台移転などにより人口が移動するが、郵便局も当然ながらこれらの動きを踏まえて設置されなければならない。	5について 郵便局の営業日や時間は、地域の需要、利便性を考慮し、一義的には、会社の経営判断により決定されるものと考えておりますが、総務省としては、必要に応じその合理性を確認する等して、適切に監督してまいりたいと考えています。 6について 郵便局設置基準には、需要による置局も一つの基準としてあるため、人口移動により、需要構造が変化することとなった場合には、それに伴い、置局の在り方も変動することとなります。その場合、人口移動が一時的なものか、恒久的なものかにより、どのような対応となるかは経営判断によるものと考えます。 なお、東日本大震災の仮設住宅地における対応については、郵便局株式会社や郵便事業株式会社にお

整理 番号	意見提出者	意 見	総務省の考え方
		7 採算性の問題 過疎地の郵便局が利益を計上するのはそもそも困難であるから、内部補助によって維持していかざるを得ない。 ネットワーク維持のための原資として、ゆうちょ銀行から入る手数料を確保するため、郵貯の預入限度額1000万円は即座に廃止すべきである。これが即座に実現しない場合は、他の金融機関からユニバーサルサービス料を徴収してゆうちょ銀行経由で新・日本郵便会社に交付することが考えられる。 また、不動産事業が有望であることは論をまたない。鉄道会社は駅の立地を活用して「駅ビル」を建設して経営を維持しているが、中央郵便局等もこれらに負けない好立地であることから、「局ビル」に立て替えていくべきである。集配拠点は郊外に移してもかまわない。この点につき、東京中央郵便局につき旧局舎の保存部分を総務省が拡大させるという事象があったが、局舎のスタイルは会社の自主的判断に任せるべきであって、不動産事業に足かせをはめるべきではない。東京中央郵便局は、東京中央郵便局であるというだけでなく全国の過疎地の郵便局を維持するための収入を稼ぎ出す「JPタワー」なのであるから、これに冷や水をかけるようなことはするべきではなかった。同様に大阪中央郵便局の	いては、ポストの設置、渉外社員を配置している郵便局による渉外社員の訪問や郵便局窓口でもニーズの受付等により対応をしてきたものでありますが、今後も地域住民のニーズに的確に対応できるよう、指導していきたいと考えています。 7、8について 本省令に直接関係する内容ではありませんが、ご意見として参考とさせていただきます。

整理 番号	意見提出者	意 見	総務省の考え方
		重文指定を求める訴訟が係属しているが、無視して新「局ビル」の建設を進めるべきである。 収入拡大においては、郵趣に対する取り組みも不十分・未開拓である。郵政自体が、郵趣をよく理解せず、ニーズに合わない切手を発行するなどしている。新・日本郵便会社は郵趣をきちんと勉強していただきたい。郵便事業会社は本年から全日本切手展の主催を降りてしまったが、郵趣イベントは郵政職員が郵趣を勉強する絶好の機会であった。 信書規制を維持すべきことは、いうまでもない。「クロネコメール便」等による信書配達に対しては、厳しく臨むべきである。 これらさまざまな努力をもってしても郵便局ネットワークの維持が困難な場合は、ＪＲ三島・貨物に対するような公的補助を出すべきである。 ８ 均質サービスを提供すべき問題 ユニバーサルサービスとは、全国津々浦々に郵便局を設置することを指すものであるが、すべての郵便局で同じ取り扱いが行われるのでなければユニバーサルサービスの実を伴わない。局によって取り扱いが異なる、との事例が多く報告されている（※）が、すべての郵便局で同じ取り扱いが行われることが確保されなければならない。 ※たとえば、外国あて郵便物に特別日付印を使用することは認められているが、郵便局によってはこの取り扱いを拒否することがある。	

整理 番号	意見提出者	意 見	総務省の考え方
		9 領土主張に関する問題 日本国が領土であると主張しているが、郵便局が設置されていない地域（北方領土等）についても、ユニバーサルサービスをあくまで徹底する趣旨で、郵便局を設置すべきである。この場合、局舎については仮局舎を設置する（北方領土であれば根室郵便局内、等）こととし、郵趣のために活用することが考えられる。	9について 領土問題にかかわることですので、回答は差し控えさせていただきます。

日本郵便株式会社法施行規則案[郵便局の設置基準等]関係 に対して寄せられた意見と考え方

※ 意見提出者：3 個人、1 団体（意見募集期間：6 月 2 日～7 月 2 日）

※ 意見とその考え方（概要）

【基準の対象範囲について】

○ 郵便のみを取り扱う営業所の位置づけが不明（個人）

⇒ 今回の基準は、郵便局に加え、郵便局に該当しない営業所（郵便のみを取り扱う営業所等）も郵便局に準ずるものとして置局基準の対象に含まれる。

（参考）郵便のみを取り扱っている直営郵便局：

東京中央郵便局大手町分室、東京中央郵便局丸の内分室（東京中央郵便局の本移転（7 月 14 日）に伴い廃止）、上高地郵便局、白山山頂郵便局、富士山頂郵便局（以上定期開設局）他 6 分室等

○ 直営郵便局の一部である「分室」も基本的に維持されるべき（個人）

⇒ 分室であっても、3 事業の窓口を提供するものは「郵便局」であり、また、それ以外の分室についても、置局基準の対象に含まれる。

（参考）直営郵便局の分室の数 29（24 年 6 月末時点）

○ 船内事業所や昭和基地内といった事業所も、これを維持することを基本とされたい（個人）

⇒ 基準は、「あまねく全国における」設置基準を定めるものであり、船内事務所や昭和基地内は対象外。会社の適切な業務運行の観点から監督していきたい。

（参考）船内分室：東南アジア青年の船、南極観測船しらせ、自衛隊護衛艦（4 室設置）
昭和基地内分室（通年設置）

【基準全体の運用について】

○ ユニバーサルサービスは現状維持を基本とすべきではなく、（東日本大震災のように）人口が移動した場合には、その動きを踏まえ設置しなければならない（個人）

⇒ 人口移動により、需要構造が変化した場合には、置局の在り方も変動するもの。

【各基準の解釈（運用）について】

○ 「市町村に一以上の郵便局」の代用として、「郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う関連銀行が併設される営業所」と「郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う関連保険会社の営業所が併設される営業所」が示されているが、「郵便窓口業務を行うが保険窓口業務と銀行窓口業務の両方を行わない営業所」の扱いが不明。このような営業所も郵便局の代用として認めるべき（個人）

⇒ 基準にある 2 つの営業所は例示。ご指摘の営業所は「その他の合理的な理由があるとして総務大臣が認める場合」として、郵便局の代用となる。

第4条 法第6条第1項の規定に基づく郵便局の設置については、会社はいずれの市町村（特別区を含む）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

- （過疎地については）「現に存する郵便局ネットワークの水準」を維持するとあるが、市町村合併を考慮していないため、過疎地に定義されていない過疎地が存在するが、その取扱いが不明（個人）

⇒ 基準においては、過疎地については、現行民営化法施行時に過疎地に該当していた地域、その後過疎地に該当することになった地域が対象。市町村合併があっても、従来、過疎地として指定があった地域は、引き続き、「郵便局ネットワークの水準」を維持することとなる。

第4条第2項 前項に掲げる基準のほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とする。（附則で、施行後の扱いを規定）

- 「市町村に一以上の郵便局」は、市町村合併により、その対象が減少してしまい問題（個人）

⇒ 「市町村に一以上の郵便局」は最低の数を規定したもの。基準にはその他に「地域住民の需要に適切に対応することができるように設置」、「交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置」があることから、地域住民の需要、利便性にも配慮した置局となるもの。

第4条 法第6条第1項の規定に基づく郵便局の設置については、会社はいずれの市町村（特別区を含む）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。（以下略）

【簡易郵便局について】

- 簡易郵便局は、郵便のみや郵便と貯金のみ等、業務が限られたものが多く、呼称には問題（個人）

⇒ 公社化以降、法律の規定から「簡易郵便局」の用語がなくなった経緯があり、その位置づけを改めて明確にするとの趣旨で、今回の改正により措置されたもの

簡易郵便局法第7条 受託者は、会社の指定する場所に、委託業務を行う施設（以下この状において「簡易郵便局」という。）を設けなければならない。

- 簡易郵便局は直営郵便局の補完として位置づけ、直営郵便局によるユニバーサルサービスの提供を原則とすべき（個人）

⇒ 国会の附帯決議で簡易郵便局の位置づけについては、「今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていく」ものと述べられている。

[衆議院郵政改革に関する特別委員会(4.10)、参議院総務委員会(4.26)附帯決議]

簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていくことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適

切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずること。

- 直営郵便局を廃止して簡易郵便局に置き換えるようなことは原則として認められるべきではない（個人）。

⇒ 今回の改正法では、会社は、郵便局の置局状況を総務大臣に届出しなければならない。ご指摘のような場合は、その理由を含め把握し、ユニバーサルサービスが的確に提供されるよう、適切に監督していきたい。

日本郵便株式会社法第6条第2項

会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 郵便局の名称及び所在地

二 会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地

【その他】

- 営業日は週5日以上、営業時間は8時間以上を基本とすべき。休日営業や夜間営業も弾力的に設置すべき（個人）

⇒ 営業時間等は、地域の需要、利便性を考慮し、一義的には経営判断で決定すべきもの。合理性を確認する等、適切に監督していきたい。

- 過疎地の郵便局を維持するためにも、採算性を上げる施策を実施すべき等（個人）

- ユニバーサルサービスを実現するため、全ての郵便局で同じ取扱いがなされるべき（個人）。

⇒ 今回の基準とは直接関係する内容ではないが、意見として参考としたい。

- 郵便局の廃止について、関係者への説明及び協力を要請する等の規定を盛り込むべき（神戸市中央卸売市場運営協議会、神戸市産業振興局中央卸売市場本場。市場内の郵便局廃止に伴う意見）

⇒ 本基準は設置の基準を定めるものであり、郵便局の廃止手続まで定めることは適切ではない。

- 日本領土を主張している北方4島にも郵便局を設置すべき（個人）

⇒ 領土問題に係る問題であり、回答は差し控える。